

公立大学法人島根県立大学教育研究評議会運営規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則(平成 19 年規則第 2 号)第 8 条第 2 項に基づき、教育研究評議会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 教育研究評議会は、定款第 20 条第 2 項に規定する委員をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 教育研究評議会は、定款第 23 条各号に掲げる事項を審議する。

(招集)

第 4 条 教育研究評議会は、定款第 21 条の規定により学長が招集する。

2 学長に事故があるときは、別表に掲げる者がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 教育研究評議会の議長は、定款第 22 条第 1 項の規定により学長をもって充てる。

2 学長に事故があるときは、別表に掲げる者がその職務を代行する。

3 教育研究評議会は、定款第 22 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 教育研究評議会の議事は、定款第 22 条第 4 項の規定により出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第 6 条 教育研究評議会で審議すべき事項は、学長が提出する。

2 学長は、審議すべき事項を、教育研究評議会開催 3 日前までに委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、委員以外の者は議決に加わることはできない。

(人事委員会)

第 8 条 教育研究評議会に、教員の人事に関する事項を調査審議するため、始期及び終期を定めて人事委員会を置く。

2 人事委員会の委員長及び委員は、次に掲げる者から、教育研究評議会の議を経て学長が指名する。

(1) 教育研究評議会委員のうちから学長が指名する者

(2) その他学長が特に指名する者

3 委員長は、人事委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 人事委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

5 人事委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 6 議長は、委員以外の者を人事委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第9条 前条に定めるもののほか、教育研究評議会に、専門の事項を調査審議又は実施させるため、専門委員会を置くことができる。

(委員会への付託)

第10条 教育研究評議会は、別の規程に定めるところにより、又は教育研究評議会の議を経てあらかじめ指示した事項について、人事委員会又は専門委員会の議決をもって教育研究評議会の議決とすることができる。

(合同教育研究評議会)

第11条 法人に合同教育研究評議会（以下「合同評議会」という。）を置き、県立大学と短期大学の全体に共通し、又は、相互に関係する教育研究に関する重要事項を審議する。

- 2 合同評議会は、県立大学及び短期大学の教育研究評議会の委員をもって組織する。
- 3 合同評議会は、県立大学の学長が招集する。
- 4 合同評議会の議長は、県立大学の学長をもって充てる。
- 5 合同評議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 合同評議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 学長に事故があるときは、別表に掲げる者がその職務を代行する。

(議事録)

第12条 教育研究評議会の議事について、議長は議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は大学事務局が作成し、保管する。

(事務)

第13条 教育研究評議会の事務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 定款附則第8項により設置される、島根県立女子短期大学教育研究評議会及び島根県立看護短期大学教育研究評議会の運用に関してはこの規程を準用する。この場合において第4条第2項及び第5条第2項は「学長に事故があるときは副学長がその職務を代行する。」と読み替える。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 定款附則第2項により設置される、旧学科等の属する島根県立大学短期大学部教育研究評議会の運用に関してはこの規程を準用する。この場合において第4条第2項及び第5条第2項は

「学長に事故があるときは松江キャンパスの副学長が、松江キャンパスの副学長に事故があるときは出雲キャンパスの副学長がその職務を代行する。」と読み替える。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人島根県立大学教育研究評議会専門委員会規程（平成 19 年規程第 3 号）は廃止する。

別表（第 4 条、第 11 条関係）

評議会	第 1 職務代理人	第 2 職務代理人	第 3 職務代理人	第 4 職務代理人
島根県立大学	学長代行	浜田キャンパス副学長	出雲キャンパス副学長	松江キャンパス副学長
島根県立大学短期大学部	学長代行	副学長		
合同評議会	学長代行	浜田キャンパス副学長	出雲キャンパス副学長	松江キャンパス副学長